# 令和７年度水戸市結婚新生活支援補助金
# 新婚世帯等を応援します

水戸市で新生活をスタートする
夫婦ともに39歳以下の新婚世帯等対象

住宅取得費用

リフォーム費用

住宅貸借費用

引越費用

上記の費用に対して
合計で**最大３０万円**を補助します。
（夫婦等ともに２９歳以下の場合は**最大６０万円**を補助）

申請期間　　令和８年３月３１日（火）まで

お問合せ・申込先

水戸市こども政策課（本庁舎１階）
住所：水戸市中央１－４－１
TEL：☎029-224-1111 内線(2756)

裏面も
ご確認ください。

## 対象要件について

以下の全ての要件に当てはまる世帯が対象です。

- 婚姻日等が令和７年１月１日から令和８年３月31日までであること
- 婚姻日等の時点で，夫婦等の年齢がともに39歳以下であること
- 令和６年分の夫婦等の所得の合計額が500万円未満※注であること
  ※注 貸与型奨学金を返済している場合は，返済額を所得から控除し判定します。
- 原則，補助金を申請する時点で，夫婦等のいずれかが申請に係る住宅に住民登録していること
- 夫婦等のいずれかが，住宅取得等の契約の名義人であること
- 夫婦等が，水戸市や他市町村で同様の補助を受けていないこと
- 夫婦等が，水戸市の市税に滞納がないこと
- 夫婦等が，暴力団員又は暴力団関係者でないこと
- 住宅を新築，購入，リフォームした場合，国や県の補助制度と併用することはできません。 ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用が可能です。
- 水戸市移住支援金との併用はできません。

## 補助金の対象となる費用

原則，結婚等に伴い，令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に支払った次の費用が補助金の対象です。

- 住宅取得費用（婚姻日等の１年以上前に取得した住宅は対象外となります。）
- 住宅のリフォーム費用（婚姻日等の１年以上前に実施したリフォームは対象外となります。）
- 住宅賃借費用（賃料，共益費，管理費，敷金，礼金，仲介手数料など。原則，婚姻日等の１年以上前に賃借した住宅は対象外となりますが，要件を満たす場合は対象となることがあります。詳しくはこども政策課までお問い合わせください。）
  ※注　勤務先から支給されている住宅手当分を除きます。
- 引越業者や運送業者へ支払った引越費用（婚姻日等の１年以上前に実施した引越しは対象外となります。）

申請に必要な書類等は，水戸市ホームページをご覧ください。
（https://www.city.mito.lg.jp/page/71454.html）
こちらからもご覧いただけます。→